

■ 4条1項11号

不服 2024-021079

<本願商標>

「しろくま」(標準文字)

第44類「美容, 理容, 入浴施設の提供, 庭園樹の植樹, 庭園又は花壇の手入れ, 肥料の散布, 雑草の防除, 有害動物の防除(農業・水産養殖業・園芸又は林業に関するものに限る。), あん摩・マッサージ及び指圧, カイロプラクティック, きゅう, 柔道整復, 整体, はり治療, 栄養の指導, 栄養に関する助言, 動物の飼育, 動物の治療, 動物の美容, 介護, 植木の貸与, 農業用機械器具の貸与, 医療用機械器具の貸与, 漁業用機械器具の貸与, 美容院用又は理髪店用の機械器具の貸与, 芝刈機の貸与, 健康管理に関する指導及び助言」

※補正後の指定役務

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標:「老人ホーム相談所 シロクマ」(標準文字)

第44類「美容, 理容, 入浴施設の提供, あん摩・マッサージ及び指圧, カイロプラクティック, きゅう, 柔道整復, はり治療, 医業に関する情報の提供, 医療情報の提供, 健康診断, 歯科医業に関する情報の提供, 調剤に関する情報の提供, 栄養の指導, 介護に関する情報の提供, 介護, 医療用機械器具の貸与、但し、医業に関する情報の提供, 医療情報の提供, 健康診断, 歯科医業に関する情報の提供, 調剤に関する情報の提供を除く」

及び第42類

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 結合商標の類否判断について

複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、その構成部分全体によって他人の商標と識別されるから、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することは原則として許されないが、取引の実際に

においては、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない商標は、必ずしも常に構成部分全体によって称呼、観念されるとは限らず、その構成部分の一部だけによって称呼、観念されることがあることに鑑みると、商標の構成部分の一部が需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などには、商標の構成部分の一部を要部として取り出し、これと他人の商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも、許されると解するのが相当である（最高裁昭和37年

（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

（2）本願商標について

本願商標は、「しろくま」の文字を標準文字で表してなるところ、この文字は「ホッキョクグマの別称」（広辞苑第七版 株式会社岩波書店）を指す語である、「白熊」を平仮名で表したものであるとして広く一般に知られているものであるから、本願商標からは、「シロクマ」の称呼を生じ、「ホッキョクグマの別称」の観念を生じるものである。

（3）引用商標について

引用商標は、「老人ホーム相談所 シロクマ」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、引用商標は、その構成中、「老人ホーム相談所」及び「シロクマ」の各文字部分が重なることなく、一文字分の間隔を空けて配置されていることから、各文字部分が視覚上、分離して看取、把握され得るものであり、外観上、各文字部分が、それらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合している事情は見いだせない。

また、引用商標の構成中、左側に配された「老人ホーム相談所」の文字部分についてみるに、このうち、「老人ホーム」の文字は、「老人が入所して日常生活や健康面のサービスを受けながら生活する専用施設」の意味を、「相談」の文字は、「互いに意見を出して話しあうこと。談合。また、他人に意見を求めること」の意味を、「所」の文字は、「ところ」（いずれも前掲書）の意味を有する、いずれも我が国において広く一般に親しまれている語であることからすれば、当該文字部分は「老人ホームに関して相談するところ」ほどの意味合いを容易に認識されるものである。

そうすると、当該文字部分は、引用商標の指定役務中、第44類に属する指定役務（特に、「介護に関する情報の提供、介護」）との関係において、需要者に、役務の質（内容）又は提供の場所を表したものと認識させることから、当該文字部分は自他役務の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いものというのが相当であって、これよりは、自他役務の識別標識としての称呼及び観念は生じないものである。

他方、構成中、右側に配された「シロクマ」の文字は、「ホッキョクグマの別称」を意味する「白熊」の語を片仮名で表したものと容易に理解することができるものであるから、当該文字部分からは、「シロクマ」の称呼及び「ホッキョクグマの別称」の観念を生じるものであるから、引用商標を構成する前記の各文字部分の間には、観念的にも密接な関連性を見いだすことはできない。

そうすると、引用商標は、その構成中の「シロクマ」の文字部分が、独立して需要者に対し役務の出所識別標識としての機能を果たし得るものといえる。

以上から、引用商標からは、その構成中、「シロクマ」の文字部分を要部として抽出し、この部分（以下「要部」という。）を他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許されるというべきである。

してみれば、引用商標からは、「ロウジンホームソウダンジョシロクマ」の一連の称呼のほか、要部に相応して、「シロクマ」の称呼を生じ、「ホッキョクグマの別称」の観念を生じるものである。

（4）本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標は、構成全体の比較において外観上相違するものである。また、本願商標と引用商標の要部との比較においても、両者の外観は、文字種について差異を有するものである。

しかしながら、商標の使用においては、商標の構成文字を同一の称呼を生じる範囲内で文字種を相互に表記することが一般に行われている取引の実情があるところ、本願商標である「しろくま」の文字と、引用商標の要部である「シロクマ」の文字部分は、両者とも、「白熊」の語の読みを特定するものと理解されることに鑑みれば、両者における文字種の差異が、看者に対し強い印象を与えるとまではいえない。

そして、称呼においては、「シロクマ」の称呼を共通にするものである。

また、観念においては、「ホッキョクグマの別称」の観念を共通にするものである。

したがって、本願商標と引用商標とは、「シロクマ」の称呼及び「ホッキョクグマの別称」の観念を共通にし、外観における文字種の差異は、前記のとおり、強い印象を与

えるものとはいえ、称呼及び観念の同一性をしのぐほどの差異として需要者に認識されるものとはいえないことから、これらの外観、称呼及び観念によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すれば、本願商標と引用商標は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である。

(5) 本願商標の指定役務と引用商標の指定役務の類否について

本願商標の指定役務中、第44類「美容、理容、入浴施設の提供、あん摩・マッサージ及び指圧、カイロプラクティック、きゅう、柔道整復、整体、はり治療、栄養の指導、栄養に関する助言、介護、医療用機械器具の貸与、健康管理に関する指導及び助言」は、引用商標の指定役務中、第44類の役務と同一又は類似のものである。

(6) 小括

以上のとおり、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定役務も引用商標の指定役務と同一又は類似のものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(7) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当し、登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「しろくま」と引用商標「老人ホーム相談所 シロクマ」とは、「シロクマ」の称呼及び「ホッキョクグマの別称」の観念を共通にし、外観における文字種の差異は、前記のとおり、強い印象を与えるものとはいえ、称呼及び観念の同一性をしのぐほどの差異として需要者に認識されるものとはいえないことから、これらの外観、称呼及び観念によって需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して考察すれば、本願商標と引用商標は、相紛れるおそれのある類似の商標というのが相当である、と判断されました。

近年の商標審決では、少々強引に思えるような「一体不可分性」の判断も散見されますが、本事件では、引用商標「老人ホーム相談所 シロクマ」について、そのような判断はなされませんでした。すなわち、引用商標「老人ホーム相談所 シロクマ」のうち、「老人ホーム相談所」の文字部分は、自他役務の識別標識としての機能を有しないか、極めて弱いものであるから、これを除いた「シロクマ」の文字部分が要部になると認定されました。その結果、両商標は類似すると判断された次第です。

伝統的かつ基本に則った判断手法ですし、仮に両商標が非類似と判断されるのであれば、引用商標の商標権者は何のために商標登録をしているのか納得し難いかと思しますので、個人的には、本審決の結論は妥当であると考えます。

なお、本事件では、主に引用商標に係る「介護に関する情報の提供、介護」といった指定役務との関係性が問題となっています。これらの指定役務は、本願商標が出願された 2024 年時点では「第 44 類」の区分に含まれていましたが、2025 年 1 月 1 日からは「第 45 類」の区分に含まれる役務に変更となっています。

したがって、現在では、第 44 類の指定役務としてこれらの役務を願書に記載することは認められませんので、ご注意ください。(個人的には、医療と介護の連携がより重要視されている今の時代に、このような運用変更となったことに対しては強い疑問を持っています。)

(弁理士 永露 祥生)

< 2026 年 3 月 15 日 >